

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために

令和2年3月16日時点

新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されました

この改正により、新型コロナウイルスが新型インフルエンザ等対策特別措置法に暫定的に適用されました。新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するために、各ご家庭等での感染予防等にも引き続きご協力をお願いします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法のポイント

- 期間：施行日から2年を経過するまでの間（延長1年可能）
- 全国的かつ急速な感染拡大時に首相が「緊急事態」を宣言。
- 緊急事態宣言が発令された場合、知事は下記のことなどを要請できる。（抜粋）
 - ① 不要不急の外出自粛の協力要請
 - ② 学校、社会福祉施設、興行場、イベント会場などの使用制限等の要請
 - ③ 生活関連物資等の安定流通に関すること
 - ④ 電気・ガス・水の安定的な供給について
 - ⑤ 行政・民事上の申請期限・履行期限の延長等 など

📦 | 新型コロナウイルス感染症は 🔴

- ① 感染していても咳やくしゃみなどの自覚症状がないことがあります。
- ② そのため、人々が気づかないうちに感染しています。
- ③ 自覚症状がない、または風邪症状のみで軽快する方もいます。一方で高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器不全、腎臓病など）がある方は重症化する可能性があるといわれています。

📦 | 感染拡大を防ぐために一人一人が気を付けること 🔴

- ① 石鹸による手洗い・手指消毒用アルコールによる消毒などを行いましょう。
- ② 十分な換気をしましょう。できる限り混雑した場所を避けましょう。
- ③ 咳エチケットを行いましょう。
- ④ 十分な睡眠をとりましょう。
- ⑤ 換気の悪い密室空間を避けましょう。
- ⑥ 多くの人々が密集する場所を避けましょう。
- ⑦ 人との距離をなるべくあけましょう。（互いに手を伸ばして届かないくらいの距離）

〈咳エチケットとは〉

咳やくしゃみが出るときは、ティッシュ・ハンカチ・袖口などで口や鼻を覆ったりマスクを着用したりすることをいいます。

📦 | 感染が疑われる場合 🔴

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

○ 風邪の症状や 37.5℃ 以上の発熱が 4 日以上続いている

（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

○ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ 高齢者、妊婦、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方は、上の状態が 2 日程度続く場合

【帰国者・接触者相談センター（嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所）】

☎ 0948-21-4972 相談時間 / 8時30分～17時

☎ 092-471-0264（夜間休日）